

# 横須賀市障害福祉計画等の策定の概要について

## 1 はじめに

令和 5 年度末をもって「第 6 期横須賀市障害福祉計画」及び「第 2 期横須賀市障害児福祉計画」の計画期間が満了となる。

令和 5 年 2 月に開催された横須賀市社会福祉審議会（以下、社福審）において、市長から「第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定に関する諮問が行われ、具体的な計画内容の検討作業については、障害福祉専門分科会（以下、分科会）に付託された。

そこで、社福審からの付託に基づいて、分科会では、「計画検討部会」を設置し、「第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）」の具体的な内容について検討作業を行うこととした。

## 2 法令上、策定が義務付けられた計画について

法令上、市町村は次の 3 つの計画を策定しなければならないことになっている。

- (1) 市町村障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項）  
⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める
- (2) 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）  
⇒主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める
- (3) 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）  
⇒主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定める

### 3 現計画の概要

本市では、前項（１）市町村障害者計画と（２）市町村障害福祉計画、（３）市町村障害児福祉計画を一体とした「よこすか障害者計画（第６期横須賀市障害福祉計画及び第２期横須賀市障害児福祉計画を含む）」を策定・公表している。

<現計画の体系>

第１章 計画策定にあたって

第２章 障害者を取りまく現状

第３章 計画の基本理念、施策の体系

第４章 障害児や障害者に関する施策の展開

**(1)よこすか障害者計画  
令和3年度～令和8年度(6年)**

第５章 数値目標

第６章 障害福祉サービス等の見込量

第７章 計画の推進体制等

**(2)第6期横須賀市障害福祉計画  
(3)第2期横須賀市障害児福祉計画  
令和3年度～令和5年度(3年)**

### 4 検討部会で検討する計画内容について

- (1) 概要：国の基本指針に基づいて、「数値目標」及び「障害福祉サービス等の見込量」を定める
- (2) 根拠法令：障害者総合支援法第88条第1項  
児童福祉法第33条の20項第1項
- (3) 名称：第7期横須賀市障害福祉計画（第3期横須賀市障害児福祉計画を含む）
- (4) 計画期間：令和6年度～令和8年度（3カ年）
- (5) 検討項目：①数値目標：施設入所者の地域生活への移行者数など  
②障害福祉サービス等の見込量：  
障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量など

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>よこすか障害者計画</b>					
(1) 市町村障害者計画（基本理念と施策の方向性）					
第6期横須賀市障害福祉計画 第2期横須賀市障害児福祉計画			第7期横須賀市障害福祉計画 第3期横須賀市障害児福祉計画		
(2) 市町村障害福祉計画 (3) 市町村障害児福祉計画 (数値目標とサービス見込量)			(2) 市町村障害福祉計画 (3) 市町村障害児福祉計画 (数値目標とサービス見込量)		

今回策定